

地方独立行政法人神奈川県立病院機構会計監査人の  
選定に係る企画提案書公募要項

1 趣 旨

神奈川県立足柄上病院、神奈川県立こども医療センター、神奈川県立精神医療センター、神奈川県立がんセンター及び神奈川県立循環器呼吸器病センターは、平成 22 年 4 月 1 日に地方独立行政法人化し、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「法人」という。）として運営しており、法人は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 35 条の規定に基づき、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について会計監査人の監査を受ける必要があります。また、法第 36 条の規定により、当該会計監査人は設立団体の長（神奈川県知事）が選任することとなっていますので、このたび神奈川県において会計監査人となる候補者を選定するための企画提案書の公募を行います。

2 業務の名称

地方独立行政法人神奈川県立病院機構における会計監査人業務

3 業務の概要

(1) 監査対象機関及び所在地

機 関 名	所 在 地
本部事務局	神奈川県横浜市中区本町 2-22 日本生命横浜本町ビル
足柄上病院	神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 866-1
こども医療センター	神奈川県横浜市南区六ツ川 2-138-4
精神医療センター	神奈川県横浜市港南区芹が谷 2-5-1
がんセンター	神奈川県横浜市旭区中尾 2-3-2
循環器呼吸器病センター	神奈川県横浜市金沢区富岡東 6-16-1

(2) 業務の内容

法第 35 条の規定に基づく財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書についての監査の実施並びに法第 34 条第 2 項の規定に基づく意見書の提出

4 会計監査人の選任と契約の締結

会計監査人候補者の選定は、特別な理由がない限り最優秀提案者を第一候補者とし、知事が法第 36 条の規定により選任します。神奈川県知事が会計監査人として選任した旨の通知を法人に対して行い、選任された会計監査人は、法人と監査契約を締結するものとします。ただし、辞退その他の理由で会計監査人の選任及び監査契約の締結に至らなかった場合は、「9 選定方法」に規定する 審査基準 の要件を満たす提案者のうち、あらかじめ選定した次点者を候補者とし、会計監査人の選任及び監査契約に係る交渉の相手方とします。

なお、契約金額や契約条項並びに本要項に定めのない事項は、選任された会計監査人と法人が協議のうえ、定めるものとします。

## 5 会計監査人の任期

会計監査人の任期は、法第 38 条の規定に基づき、選任の日以後最初に終了する事業年度（平成 28 事業年度）の財務諸表についての法第 34 条第 1 項の規定に基づく知事の承認の日までとします（ただし、法第 39 条の規定による解任等の特段の事情がない限り、平成 29 事業年度から平成 31 事業年度についても再任する方針としますが、法第 36 条の選任は毎事業年度行うこととします。）。

## 6 応募資格

法第 37 条に定める資格を有する公認会計士又は監査法人（以下、「監査法人等」という。）であり、公認会計士法その他諸法令における欠格事項に該当する者でないこと。

ただし、公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者を除きます。

## 7 選定スケジュール

- |                             |                                    |
|-----------------------------|------------------------------------|
| (1) 応募意思表明書の受付              | 平成 28 年 5 月 23 日（月）正午まで（必着）        |
| (2) 質問の受付                   | 平成 28 年 5 月 23 日（月）正午まで（必着）        |
| (3) 質問に対する回答                | 平成 28 年 5 月 30 日（月）当課ホームページに掲載（予定） |
| (4) 企画提案書の受付                | 平成 28 年 6 月 9 日（木）正午まで（必着）         |
| (5) <del>選定委員会</del> ・ヒアリング | 平成 28 年 7 月 6 日（水）（予定）             |
| (6) 選定結果の通知                 | 平成 28 年 7 月 15 日（金）まで（予定）          |

## 8 応募手続き

### (1) 応募意思表明書及び企画提案書の様式入手方法

保健福祉局保健医療部県立病院課ホームページからダウンロードしてください。

県立病院課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/div/1319/>

### (2) 応募意思表明書の提出

応募を希望する者は、必ず応募意思表明書（別紙様式）を提出してください。応募意思表明書の提出がない者は審査対象とは認められません。

ア 提出書類 応募意思表明書（別紙様式）

イ 提出期限 平成 28 年 5 月 23 日（月）正午まで（必着）

ウ 提出方法 持参又は郵送

エ 提出先 保健福祉局保健医療部県立病院課

### (3) 質問の受付及び回答

企画提案書の作成に関する質問がある場合には、質問書を提出してください。

質問に対する回答は、当課ホームページに掲載します。

ア 提出書類 質問書（別紙様式）

イ 提出期限 平成 28 年 5 月 23 日（月）正午まで（必着）

ウ 提出方法 e-mail

エ 提出先 [byouinkikou-g@pref.kanagawa.jp](mailto:byouinkikou-g@pref.kanagawa.jp)（保健福祉局保健医療部県立病院課）

オ 回答日 平成 28 年 5 月 30 日（月）（予定）に当課ホームページに掲載。

(4) 企画提案書の提出

別添企画提案書等作成要領に基づき、企画提案書を提出してください。

ア 提出書類

(ア)企画提案書（様式1～2）

(イ)監査費用（見積書）（任意様式）

(ウ)応募者の概要が分かる資料（既存のパンフレット）

イ 提出部数 7部

1部のみ正本とし、残り6部は複写で可とします。

ウ 提出期限 平成28年6月9日（木）正午まで（必着）

エ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）

オ 提出先 保健福祉局保健医療部県立病院課

9 選定方法

(1) 審査基準

審査は、「地方独立行政法人神奈川県立病院機構会計監査人選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の委員が、提案書と提案書添付資料及び下記(2)に掲げるヒアリングをもとに審査を行います。

審査にあたっては、次の審査基準に基づいて提案の内容等を審査、選定し、最優秀提案者を決定します。

なお、提案者が1者の場合は、次の審査基準に基づいて会計監査人として適正か否か等を審査し、審査結果が一定の基準を満たした場合（審査項目の合計100点のうち50点以上であること）は、最優秀提案者とします。

選定委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

審査項目	評価視点	配点
監査の取組方針	・当県立病院の状況を熟知した具体的な取組方針	10
監査計画	・年間スケジュールの妥当性 ・監査業務に要する十分な期間及び人員の確保 ・具体的な監査業務内容	20
監査体制	・監査責任者、監査従事者の十分な実務経験 ・財務会計処理に関する指導、助言業務の考え方 ・監事との連携方法	25
監査の品質管理	・品質管理に関する方針と体制 ・公認会計士法、公認会計士審査会及び公認会計士協会における改善勧告等があった場合のその内容とその後のフォローアップの状況	10
提案者に対する評価	・業務遂行能力 ・類似する監査業務の実績	10
監査費用の積算	・見積額の妥当性 ・費用の考え方及び積算基礎	25
合 計		100

## (2) ヒアリングについて

選定委員に対し、企画提案書の内容を直接ご説明いただき、選定委員からの質疑に答えていただくヒアリングを実施します。

正式な時間割及び場所等については、別途通知します。

### ア 開催日

平成 28 年 7 月 6 日（水）（予定）

### イ 説明者及び時間

説明者は 2 名以内、制限時間は 15 分とします。説明後に質疑応答時間を 10 分程度設けます。

### ウ その他

（ア）ヒアリングは、事前に提出していただいた企画提案書及び提案書の添付資料により行います。プロジェクター等の使用はできませんのでご注意ください。

（イ）ヒアリングを受けない者は、審査の対象とはせず、この段階で不採用とします。

## (3) 選定結果の通知

平成 28 年 7 月 15 日（金）（予定）までに全ての提案者に書面にて通知します。（電話等によるお問い合わせにはお答えできません。）

## (4) 失格事由

提案者に次の行為があった場合は、失格（選定対象から除外）とします。

ア 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

イ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合

ウ 選定終了までの間に、他の提案者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合

エ 企画提案書類に虚偽の記載が認められた場合

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 10 その他

(1) この企画提案に要する経費は提案者の負担とします。また、提出された書類は神奈川県に帰属するものとし、返却しません。なお、これらの書類は当該会計監査人選定委員会の審査目的以外には使用しません。

(2) 「9(4)失格事由」等により神奈川県が損害を被った場合、損害賠償を請求することがあります。

(3) この要項に定めのない事項については、神奈川県と協議の上、決定するものとします。

## 11 問い合わせ先

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

神奈川県保健福祉局保健医療部県立病院課病院機構グループ

電話 045-210-5047（直通）

ファクシミリ 045-285-9002

e-mail [byouinkikou-g@pref.kanagawa.jp](mailto:byouinkikou-g@pref.kanagawa.jp)